

2020年度の年間の活動

自治会として

まちなみや桜並木の保全など、地域全体で課題を共有する活動を進める。

～モットーは地域で顔の見える関係づくり～

1. 2020年度の桜自治会4月当初の活動方針

住宅生産振興財団からの補助金は最終年度に当たり、①自治会館（さくらんぼ）の開設10周年記念事業、②自治会ホームページの充実、③すまいのまちなみネットワーク先進地視察等を重点事業とするほか、受賞を機に課題として取り組んできた④建築確認申請事前協議制度の研究、⑤腐朽桜の伐採協議の制度化、⑥自治会館の計画的改修計画、⑦自治会アーカイブス作成等時代の要請にあったまちづくりを最優先として事業計画を策定した。

2. コロナ禍での自治会活動の経過と実績

1) 恒例事業の開催状況

お花見シーズン直前から新型コロナウイルス感染の拡大が始まり、恒例の活動はすべてストップする事態となった。4月の自治会総会は第1波の影響で書面表決方式に切り替え、十分な討論ができないまま原案承認をいただいた。

以後、8月の第2波、11月の第3波を受ける中で、毎年の恒例事業は準備に取り掛かりながらも、すべて直前でのキャンセルを繰り返し、無力感だけが残る残念な1年となってしまった。

シニア会の閉じこもり予防事業もうかつな戸別訪問ができず、コロナ蔓延の隙間を狙って自治会館でパワーアップ体操を間欠的に開催したが、お茶会などの懇親は見送らざるを得なかった。

また、毎年の環境学習会や防災訓練・防災講座は中止となり、子どもたちが楽しみにしていた「さくらんぼ夏祭り」、「お餅つき大会」、「ハロウィン」なども見送りとなった。

2) コロナ禍での主な自治会活動

- ①街路樹の腐朽桜対応として、桜並木植え替え保全協定を10月22日に豊中市と締結した。
- ②自治会ホームページは、総会ができない中で詳細な活動報告を情報として発信し続けた。
- ③自治会アーカイブスは地区の古老からの聞き取りや古の写真の収集を始めた。
- ④地区内での空き巣被害の続発を受け、緊急事態として防犯カメラの設置による犯

罪抑止効果の検証調査を始めた。

- ⑤建築確認申請事前協議制の研究は、豊中市において、関連の「地区まちづくり条例」の見直し検討が始まり、自治会として意見提案をすべく研究会を開催した。
- ⑥しかしながら、会館開設10周年記念事業や自治会館の計画的改修計画の策定、すまいのまちなみネットワーク先進地視察は見送らざるを得なかった。

3) 3年間の総括

住まいのまちなみ賞を受賞して、振り返ると、20年間の長い間みんなで守り努力してきた環境とまちづくり。苦労はありましたが皆さんと一緒に歩んだ成果です。

3年間の補助金を会員の役に立つことにしたいとの考えから、「まちなみ委員会」を立ち上げました。

1年目

景観掲示板改修、自治会ホームページ開設、京都姉小路まちづくり協議会視察

2年目

環境講座（神戸芸術工科大学齊木学長）、春日井市押沢台北ブラブラまつり見学、景観形成パンフレット・私たちのまちのルールブック印刷

3年目

市役所との桜伐採協議や桜植え替え協定の締結、防犯カメラ設置による検証調査

3年間盛りだくさんの事業をまちなみ委員会の皆さんと一緒に計画して実行できたのも、まちをよくしたいと願う皆さんのおかげだと思っています。

今後の課題として、このような街並を維持するにあたり、建築確認申請事前協議の検討がぜひ必要であると思っています。

最後になりましたが、住宅生産振興財団様におかれては、私たちの拙いまちづくりに貴重な補助金を3年間交付していただき心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

受賞を契機に新たに取り組んでいること

1. 広報活動

1) ニュースレター・まちづくりガイドラインの発行、ホームページの更新

永楽荘桜自治会は「自らのまちのルールづくり」を課題として活動しており、まちづくりガイドラインの啓発は、毎年転入者の累増がある中で、2018年・2020年にガイドラインをニュースレターとともに全戸配布を行った。

今回のニュースレターはまちの成り立ちなどの概要説明の他、環境委員会の景観形成ガイドラインの運用状況、地区内の工事施工にかかるトラブル防止の申し合わせ事項、先人たちの努力で建設された自治会館（さくらんぼ）の建設経過を紹介し、また見開きページには地区内のまちなみが一望できる空撮映像を掲載した。このニュースレターは旧来の住人にも再度、まちの成り立ちを思い起こし、家庭内の保存版として大切に保管していただくことにしている。

自治会のホームページは転入者が主に子育て世代で、若年層に自治会の月々の活動が広報として重宝されている。転入者もこのホームページから永楽荘を選んでいただいた方もおられた。

2. まちづくり活動

1) 住まいのまちなみ委員会の継続的活動

平成30年（2018年）4月、受賞を機にまちづくり活動充実のため自治会内に3年間の期間限定で委員会を立ち上げた。3年目も自治会役員会との連携を図るため、役員は固定とせず新役員の加入増員を行った。コロナの影響で予定事業が軒並みストップする中で、委員会は5月、7月、9月、1月の4回開催し事業計画の再検討を行った。その中で自治会の緊急事態対応として、防犯カメラの設置案件が取り上げられ、まちなみとして取り組むことが了承された。

2) 自治会の地域組織との連携

市主催のまちづくりセミナーパネルディスカッションに会長がパネラーとして参加。

「ジレンマを越えて、楽しくまちを変える」

（パネラー発言要旨）

まちの景観協定づくりはまち全体が幸せにならないとまちづくりではない。住人各人の思い入れは異なるが、地域全体で協力してまちの魅力をあげることで地域価値を高めていく。桜自治会は住まいのまちづくり委員会が中心となって、ガイドラインの周知などの活動を行ってきた。今ではまちの魅力が上がり、若い層の転入者も増えた。その人たちにまちづくりの歴史を知ってもらいながら、お隣同士顔の見える関係づくりを図っている。しかしながら今年はコロナの影響で親睦事業がすべて中止となり、ニュースレターの発行とホームページの更新で私たちのまち意識を醸成している。

（私たちの活動目標）

1. まちの住環境の向上維持
2. 地域課題にまっすぐ向き合う委員会活動
3. 地域の絆を結ぶイベント事業

以上の活動内容を会長が市のセミナー参加者200人に説明し評価をいただいた。都市型の自治体では自治会加入率が低迷（市内平均は40%を割る）しているので、まち

づくりを通じた自治会活動を紹介することで情報交換の輪を広げることができた。

3) 市まちづくり委員会への参画（建築確認申請事前協議制の自主研究会）

永楽荘桜自治会はこれまで「環境委員会」において建築確認申請の事前評価制度を採用し、建設事業者や行政と協働してガイドラインの確認や工事着工に際しての近隣生活への配慮を求めてきた。ただ、もともとの景観協定は民々の紳士協定で強制力がなかったため、市の条例化による「地区計画」制度に2015年に切り替えた。そこでは強制力は担保できたものの手続きは行政と建設事業者間で完結し、自治会に工事情報が流れず生活実態で地元トラブルが発生することが多くなった。

自治会としては地区計画手続きに建築確認申請事前評価制の導入を市に要請していたところ2020年市において「地区まちづくり条例」が施行から30年が経過したことから、時代に合わせてリニューアルするため、その内容が再検討されることになった。そこでは、地区まちづくり組織の登録制や独自の認定制度、支援メニューの検討がされる予定で、自治会としても「地区計画」と並行して地元組織との事前協議制の復活により、行政との情報の共有化を図り、住民間の連携を進めていくシステムづくりを目指していきたいと考えている。

そのため、住まいのまちづくり委員会で制度設計の研究会を始めたが、自治会としてはこの委員会は今年限りの限定委員会であるため、次年度以降は本来の組織である「環境委員会」に引き継ぐものとしている。

大月先生から現地調査の際ご指導いただいたように、まちづくりのルールは作って終わりではなく、絶え間ない見直しが必要で、これからも課題対応に取り組んでいく。

4) 自治会アーカイブスの整備

自治会活動の記録（アーカイブス）編集は補助金交付後の現地調査でも「まちづくりのデータベース化は大切」であるとの指摘を受けている。まず手始めとして、初期の景観協定締結時や20年経過後の「地区計画」設定の経緯など関係資料の整理から進めていく。

今後、古からお住まいの方の思い出話や自宅に残っている地域の様子が見られる家族写真などの提供を受け、まちの発展の歴史を記録していく。これまでは3年間限定の「まちなみ委員会」で対応してきたが今後は自治会シニアクラブに業務を引き継ぎ、資料整理を続けていく。

3. 桜並木の保全

1) 市役所との腐朽桜伐採協議や桜並木植え替え協定の締結

桜並木は桜自治会の名前にも由来する自治会のシンボルで、古くは地区内に200本の桜樹木があったそうである。しかし近年住宅開発が進み、今では市道上の桜は30本にまで減少している。

自治会地区内の桜は長年にわたり市と自治会が協働して維持管理を行ってきた結果「とよなか百景」に選出されるなど「うるおいとやすらぎ」のあるまちなみ形成に寄与している。そうした中で腐朽桜の伐採事案が18年9月の台風21号の影響もあって植え替え協議が必要となった。

これまで街路樹としての桜並木は市の判断で処理され、市道上の街路樹であることから地元の意向が反映される状況になっていなかった。そこでこれまでの経緯を含め協議を重ね、桜伐採・植え替えについては地元と話し合うことが基本となった。自治会側も地元意見の取りまとめなど個人的な苦情対応についても景観形成ガイドライン策定を踏まえ、自治会内で意見集約することにより、自治会も桜保存に向け努力していくこととなった。

4. 環境・清掃活動

1) 地域清掃（シニアクラブの取り組み）

コロナ禍の中でシニア会活動は高齢者密集リスク回避から今年はすべてキャンセルとなってしまった。そのため家への閉じこもり予防対策として高齢者のパワーアップ体操のみがソーシャルディスタンスを図りながら不定期に開催してきた。こうした中で屋外活動としては地域での桜並木一斉清掃のほか班内の再生資源回収ステーションでの定期清掃を始めた。

2) フラワーロードの整備（花いっぱい運動）

地元小学1年生が育てたパンジーの提供を学校から受け、自治会内の児童公園に移植し、「通学路沿いのフラワーロード」として花いっぱい運動に取り組んでいる。

今年は小学校からだけでなく、市の公園みどり推進課から年末年始のお飾り用の花鉢の提供を受け道路沿いに移植した。シニアクラブでも独自に草花を購入し、公園で遊んでいる子供たちと一緒に水やりなどのお世話をしながら、老人会の生きがい対策として事業活動を展開している。

5. 安心・見守り活動

1) 防犯カメラ設置による犯罪抑止効果の検証調査

今年になってコロナ禍でリモートワークの在宅勤務が増えているが、新築街区で数日に亘り空き巣被害が続発し、残念ながら犯人はまだ見つからない状況です。空き巣は20数年ぶりの被害発生となった。

私たちの自治会はまちのルールづくりを通じて桜並木の保存などに取り組んできた。安心まちづくり事業も顔の見える関係づくりやワンワンパトロール・青色パトカーの巡回など身近な活動を重ねながら努力してきただけに活動の不十分さを再点検せざるを得なくなった。

まちなみ委員会としてはまちの防犯・犯罪抑止は最優先課題であり、その未然防止

と抑制を図るため、緊急対応ではあるが、ハード的な視点から、実証的に防犯カメラの設置に取り組むこととした。今回は被害にあった街区に設置して安心まちづくり事業に向け再発防止の検証調査を試みる予定です。

コロナ禍で世の中の価値観も安心生活重視に転換しており、今後、自治会防犯委員会を中心に防犯カメラの運用と犯罪抑止効果の検証を重ね、防犯カメラの増設も検討していく。

2) 防犯カメラ設置による管理基準等のルールの設定

防犯カメラは道路・公園等不特定多数が利用する公共空間に設置することとし、設置に際しては、自治会員全員の意向を書面で確認するとともに、撮影範囲の世帯にも了承を得るようにした。設置の前提として、自治会員の日常生活が常時記録されるため、会員のプライバシー保護との整合性が必要となる。そこで自治会独自にプライバシー保護の運用規定と管理基準を作成した。

主な内容は

- ①画像の利用は犯罪発生時のみとし、管理責任者（自治会長）、取扱責任者2名に取り扱いを限定する。
- ②外部提供は裁判所や捜査機関からの法令に基づく場合のみとするが、個人の生命等の安全確保のため緊急やむを得ない場合は例外とする。
- ③画像の保存は24Hで10日程度とし上書き消去する。

防犯カメラの設置は犯罪の抑制が基本であり、抑止効果の検証を重ねる一方、自治会としては特に地域住民のプライバシーへの配慮を重点に取り組んだ。

維持管理活動支援費の使途

- 広報啓発活動費
 - ・ うるおいのあるまちづくりまちなみ
 - ・ ニュースレター
- 安心まちづくり検証事業
 - ・ 防犯カメラ設置による犯罪抑止効果の検証

近い将来取り組まなければならない課題

1. 自治会館の改修計画の検討

本来ならば2020年度は自治会館「さくらんぼ」開設10周年にあたり、ここを拠点にまちづくりの啓発や地区夏祭りを開催する予定であったが、新型コロナウイルスの影響で中止せざるを得なくなり、やむなく周年事業は1年延期することとした。関連して自治会館改修計画の検討も先送り状態となった。

検討項目としては、まちづくりの新たなニーズに対応する施設のリニューアル化であり、これまで外壁やトイレ改修の他、非常時の電源設備、地区防災拠点との連絡手段の確保やLED照明などを議論してきた。ただ、並行して議論してきたまちなみ委員会は本年度で終了のため、自治会では今後、「会館運営委員会」で検討を進めていくことにしている。

2. 建築確認申請事前協議制の検討

建築確認申請の自治会への事前協議制は、建築確認申請が「地区計画」制度により自治会の関与が不要となったため、地区の建築情報が自治会から遮断されることになった。ちょうど本年度から、豊中市において地区まちづくり条例の見直しが検討されている。この機会に横浜市の条例等を参考にしながら、まちづくりのルールを行政と自治会が共有し、一緒にルールを運用する機会にしていきたいと考えている。地域の発意を活かしながらみんなでまちを守っていく、その導入に向けた取り組みを進めていく。

3. 自治会アーカイブス事業

アーカイブス事業はまちなみ委員会の終了に伴い今後、シニアクラブに事業を引き継ぐ。既に古の写真の収集を始めており、古くからお住まいの方からシニア会では聞き取りを重ねてきた。現在のまちなみ保全是先人の苦勞のたまものであり、将来の住民である子どもたちにも引き継げるよう資料整理を進めていく。